

(議員の定数)

- 第31条** 議員の定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。
- 2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。
  - 3 議員の定数に関しては、別に条例の定めるところによる。

議会は、議員の定数の改定に当たっては、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

各会派・無所属議員 1/3 四捨五入 議員定数検討特別委員会を設置する



市民からの意見の聴取を実施 (公聴会では賛否で公平に聞かなければならない) 参考人として、市民の代表などから意見の聴取を実施



特別委員会で市民の意見を聴取の反映に努め、定数について議論する



議員定数を議決

令和元年 6 月 資料収集・意見聴取方法の検討



令和元年 9 月 特別委員会設置



令和元年 12 月～2 年 3 月 意見聴取



令和 2 年 3 月～12 月 調査・検討



令和 2 年 12 月 議決



令和 3 年 7 月 任期満了

## 議員報酬について

職員の管理職加算の段階的廃止を受けて、議員報酬の見直しを行うため、特別職報酬等審議会へ諮問する。  
第 32 条を下記の通り、変更する。

(議員報酬)

第 32 条 議員報酬は、特別職報酬等審議会に諮問し、その答申を得て定められなければならない。